

ートの引退後のキャリアにも十分配慮する。

イ 国及びJ S Cは、地方公共団体や競技団体が、アスリートの適性や競技特性を考慮した将来有望なアスリートの発掘を行い、これが育成・強化と一貫した取組となるよう、支援する。特に、パラ競技については、タレント発掘のための取組の強化が、競技の裾野を広げ、将来有望な人材がスポーツを実施することにもつながることから、更に幅広い層へのアプローチが可能となるよう取り組む。

ウ 国及びJ S Cは、引き続きNFと連携し、将来メダル獲得の可能性が高い競技や有望アスリートに対して、スポーツ医・科学、情報等の活用や海外派遣などを通じて、集中的な育成・強化への支援を実施する。

エ 国、J S P O及び開催地の都道府県は、国民体育大会（国民スポーツ大会）が、将来有望なアスリートの発掘・育成を含め、競技力向上に資するものであることから、三者が一体となって実施するとともに、「3巡目」に向けた大会の在り方等について検討を進める。

③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

[現状]

- ・ アスリート支援を充実するため、H P S Cの機能を強化し、国際競技力向上を支える基盤を整備するほか、メダル獲得の可能性が高い競技に対しては、スポーツ医・科学、情報等の各分野のスタッフによる専門的かつ高度な支援を実施してきたが、国際的にもますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中で、アスリート支援の一層の高度化・充実が求められる。
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大によりNFの選手強化活動が制約を受け、これに対応した経験も踏まえ、安定して継続的に選手強化活動ができる環境整備が必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ **スポーツ医・科学等の分野の研究を推進し、得られた知見の活用により、H P S Cや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。あわせて、デジタル技術の活用等により、感染症等による制約を受ける状況にあっても継続的な選手強化活動を行うことができる環境を整備する。**

[具体的施策]

ア 国及びJ S Cは、トップアスリートの育成・強化の観点からスポーツ医・科学、情報等による研究・支援を行う中核的な拠点として、ハイパフォーマンススポーツに関する情報収集・データ分析の充実、パラ競技の用具を始めとした競技用具等に関する研究の実施など、H P S Cの機能強化を進める。その際、デジタル技術の活用など、新型コロ

ナウウイルスの影響下の経験を踏まえた継続的な選手強化活動を行うことができる環境の整備を進めることに留意する。これらを通じて、NFによるスポーツ医・科学、情報等に基づく選手強化活動を促進する。

イ 国及びJSCは、強化合宿や競技大会におけるスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援、大規模国際競技大会におけるトップアスリートやコーチ等の競技直前の準備に必要な機能の提供により、トップアスリートに対して多面的で専門的かつ高度な支援を実施する。

ウ 国及びJSCは、アスリートに対する^{ひぼう}誹謗中傷等に関する昨今の状況を踏まえ、アスリートがメンタルヘルスを向上させ、大舞台で本来の実力を発揮できるよう、メンタルトレーニングの普及啓発を含む、心理面のサポートの充実を図る。

エ 国は、NTC中核拠点のみでは対応が困難な冬季、海洋・水辺系、屋外系の競技等については、従来の拠点設置の考え方にとどまることなく、海外における活動の在り方を含め、あらゆる可能性の中で検討を進める。あわせて、NTC競技別強化拠点においては、NFが策定する強化戦略プランに基づいた選手強化活動を実施することはもとより、都道府県競技団体(PF)などが行う地域における競技力向上の取組にも資するよう、機能強化ディレクターの配置拡充等を通じ、HPSC、地域のスポーツ医・科学センター、大学等との連携を強化し、スポーツ医・科学、情報等によるサポート等の充実を図る。

オ 国及びJSCは、大学等とHPSCとの連携による先端的なスポーツ医・科学研究を推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用(実装化)できるよう取り組む。あわせて、スポーツ医・科学等の分野の若手研究者の育成を進めるため、連携協定の締結、クロスアポイントメントの実施、教育プログラムの開発、HPSCの場を活用した実践機会の提供など大学等とHPSCとの一層の連携強化を図る。

カ 国は、パラ競技における国際競技力向上に当たって、障害に応じた選手の適性判断や適切な助言、より公平なクラス分けの国際基準作りへの積極的な参画が重要であることから、クラス分けに係る調査研究や人材育成・配置を支援する。

④ 地域における競技力向上を支える体制の構築

[現状]

- ・ ハイパフォーマンススポーツに関するHPSC等の知見を、全国のアスリートの発掘・育成・強化の実践において活用できるよう、地域に還元していくことが必要である。
- ・ 世界で活躍するトップアスリートを継続的に輩出するためには、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをNFによるアスリートの育成・強化につなげる仕組みづくりが必要である。

[今後の施策目標]

- ✓ HPSC、NTC競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の連携を更に強化し、HPSC等に蓄積された知見の地域・社会への還元を図るとともに、地域における競技力向上を支える体制を整備する。

[具体的施策]

ア 国及びJSCは、地域のアスリート育成において、スポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられる体制を整備するため、NTC競技別強化拠点や地域のスポーツ医・科学センター、大学等とのネットワークを構築し、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を進める。

イ 国及びJSCは、持続可能な国際競技力向上に資するよう、PFを含む地域のスポーツ団体、地方公共団体、企業、地域のスポーツ医・科学センター、大学等が連携した、地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをNFにおける選手強化活動に連続させる、地域と一体となったアスリート育成のための仕組みづくりに取り組む。

※本項にも位置付けられる既出施策：(3)「③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実」エ(P.42)

(4) スポーツの国際交流・協力

【政策目標】

スポーツの国際交流・協力を進めることで、スポーツ界における我が国の国際的な位置づけを高めるとともに、スポーツを通じた国・地域・人々のつながりを強める。

① 国際スポーツ界への意思決定への参画

[現状]

- ・ IF等における日本人役員は、第2期計画の目標の35人を達成し、東京大会に向けて日本に対する関心が高まる中で一定の成果を上げたが、依然としてIF役員ポストを多く有する国々とは差がある。NFとして戦略的なポスト獲得に向けた活動やIFにおいて発言力を発揮できる人材育成の方策を検討する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 国際スポーツ界の意思決定や競技発展に積極的に貢献するため、現在のIF等の役員ポスト37人規模の維持・拡大を目指す。その際アジア競技連盟(AF)の役員ポストも確保する。

[具体的施策]

ア 国は、I F、A F等の日本人役員の増加及び再選に向けたN Fの取組を支援する。また、J S C、J O C、J P C及びN Fと連携し、I F等で活躍できる人材の発掘・育成、次世代を担うN F等の職員の関係機関への派遣を推進する。その際、民間人材（東京大会の運営で活躍したプロフェッショナル人材、専門スタッフ、スポーツボランティア）やアスリートを含め、人材のすそ野を広げていく。

イ 国は、N Fが国際スポーツ情勢やI Fの役割を踏まえ、当該I Fにおけるポストの獲得やそれによる競技発展への寄与、また、I Fにおけるリーダーシップの発揮、さらに、今後の人材育成などを盛り込み作成する国際戦略に基づき、N F相互の連携の強化を図りつつ、戦略的な支援を行う。

ウ 国は、J S Cのローザンヌ拠点⁴⁵の活用等により、スポーツをとりまく国際的情報を収集するとともに、我が国の取組について国際的な情報発信をしていく。

② スポーツ産業の国際展開

[現状]

- ・ スポーツ庁、経済産業省、(独)日本貿易振興機構及びJ S Cの4者が、我が国のスポーツやスポーツ産業の国際展開を促進するための連携体制を構築した。
- ・ A S E A N等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、スポーツ産業の国際展開が不十分である。また、国際展開の意欲が高いスポーツテック分野のスタートアップ等のベンチャー企業が、国際的に認知される機会が少ない。

[今後の施策目標]

- ✓ **スポーツ産業展開を加速するための人的ネットワークの構築や情報共有のための基盤を構築する。**

[具体的施策]

ア 国は、スポーツ産業の国際展開を促進するためのプラットフォームの検討を行いつつ先進事例や機運醸成のための情報発信を推進する。

イ 国は、国際的な展示会・商談会等へ、我が国の幅広いスポーツ関連産業の参加を促進する。また、関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して情報提供を行い、国内のネットワークを形成する。

ウ 国は、スポーツを核としたオープンイノベーションプラットフォーム（S O I P）⁴⁶

⁴⁵ 2022年度よりI O Cを中心として多くの国際スポーツ団体の本部が置かれているスイス・ローザンヌにスポーツ界の動向や決定事項の情報を効果的に調査・収集等のため設置する拠点

⁴⁶ スポーツ分野と他産業の融合による新事業創出を目的とするスポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)

と連携し、企業や取組事例の国際展開を図る。

③ スポーツを通じた国際交流・協力の促進

[現状]

- ・ M I N E P S⁴⁷への参画や日中韓、日 A S E A N間のスポーツ大臣会合の立ち上げ、開催を通じ、アジア地域等におけるスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してきた。会合の成果を踏まえ、今後も具体的な協力方策を検討していく。
- ・ 令和3年9月末までに204か国・地域の約1,300万人にスポーツの価値を届けたS F T事業により、N F連携を通じた指導者の招へい・派遣やパラ参加国・地域拡大支援などオリ・パラ・ムーブメントを推進した。この成果を踏まえ、S F T事業の在り方を検討することが必要。
- ・ スポーツを通じた国際交流は、国際的な相互理解を図るために有効であり、青少年を含むスポーツに携わる人材の目を世界に向けさせることが重要。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会のレガシーを一環として、スポーツを通じた国際交流・協力により、スポーツ界における日本のプレゼンスの維持、向上を目指す。
- ✓ S F T事業を通じて培われた官民ネットワークの活用等により、スポーツを通じた国際協力による存在感の発揮やS D G sの達成に貢献し、世界中の国々の700万人の人々への裨益を目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、スポーツ分野の政府間国際協力を引き続き推進する。また、地域間の相互理解を深めるため、人材交流を支援する。
- イ 国は、国内外においてスポーツを通じた幅広い国際交流活動を実施する。特に、パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会や第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)に向け、東京大会のレガシーを継承し、スポーツを通じた国際交流・協力を推進し、ポストS F T事業を実施する。

④ 国際競技大会の招致・開催に対する支援

[現状]

- ・ 今後我が国では、第19回F I N A世界水泳選手権2022福岡大会や第20回アジア競

⁴⁷ ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議(M I N E P S)。ユネスコ主催で、ユネスコ加盟国、準加盟国地域のスポーツ担当大臣等が集まり、スポーツにおける国際的重要課題について議論し、実行志向型の提言を発表する会議。

技大会（2026/愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ関西等の大規模国際競技大会が開催される予定である。また、札幌市とJOCが2030年の札幌冬季五輪の招致を立候補し、IOCと継続的に対話が行われている。

- ・ 国際競技大会の招致や開催に当たっては、これまでの大会運営のノウハウを活用しつつ、地域の活性化や世界規模の課題解決への貢献、また、持続可能性の観点でより多くの人々へスポーツの価値を通じたビジョンやコンセプトを国民に届けることが重要。
- ・ また、自治体が持続可能な形で国際大会を開催できるようにしていく必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ **国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上、国際交流・協力や経済・地域の活性化等に寄与する。**

[具体的施策]

ア 国は、2023年の第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会や2026年の第20回アジア競技大会（愛知・名古屋）、ワールドマスターズゲームズ関西を始めとした国際競技大会の円滑な開催や新たな招致に向け、大会の開催目的や計画、取組状況等を踏まえ引き続き支援する。

イ 国は、開催地及びNFが招致・開催する国際競技大会についてその意義や開催規模の適正性、SDGsや地域社会・経済への貢献に資する開催計画の状況、開催の効率性を勘案しつつ支援する。

ウ 国は、国際競技大会の招致・開催に取り組む自治体等へ関係団体間の積極的な関係構築やノウハウ共有を促していく。

エ 国は、2030年オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の北海道・札幌招致の成功に向けた支援について検討する。

⑤ オリ・パラ教育の知見・経験等をいかした教育活動の展開

[現状]

- ・ 東京大会に向けて作成されたオリ・パラ教育教材が蓄積されている。また、大会に参加したアスリートと児童生徒との国際交流も含む交流活動等が進められるなど、大会のレガシーをいかした特色ある教育活動が進められている。
- ・ スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを作成し、資料のデジタル化、アーカイブシステムの運用・検証を実施したものの、デジタル化やネットワーク化が不十分であり、また一般ユーザーの利用可能なシステムを構築する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会における知見・経験をレガシーとしていかしつつ、アスリートと児童生徒との交流など、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進する。
- ✓ アーカイブ化・ネットワーク化を推進し、貴重なスポーツ資料の散逸・劣化を防ぐとともに、アーカイブ化・ネットワーク化を通じて広く二次利用を可能とする。

[具体的施策]

ア 国は、オリ・パラや国際的なスポーツ大会の意義等について、学習指導要領を踏まえた指導が継続的になされるよう取り組む。

具体的には、JOC・JPC・大学・地方公共団体等の関係機関と連携を図り、オリ・パラ教育等の様々なスポーツを通じて展開される特色ある教育活動を支援するとともに、多様な事例の収集・情報提供を行う。

イ 地方公共団体は、スポーツ担当部局と教育委員会との連携を密に図りつつ、必要に応じてJOC・JPCや企業等の取組も活用し、様々な競技のアスリートと児童生徒との交流活動、体験活動の機会、国際交流活動等を継続的に提供するよう努める。

ウ JSCは、スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを踏まえ、国立国会図書館が運用するデジタル・アーカイブのプラットフォームである「JAPAN SEARCH」等との連携を視野に入れた形で、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を引き続き推進する。

(5) スポーツによる健康増進

【政策目標】

地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。また、厚生労働省の策定する「健康日本21」⁴⁸に掲げる健康寿命の延伸に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献する。

① 健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進

[現状]

- ・ スポーツによる健康増進に関するエビデンスは蓄積されてきているが、それらをまとめ、活用するための体制が整備されていない。
- ・ 健康診断においては有所見でも自己認識としては健康と認識している人も多い現状が見られるが、健康であると自己認識している人については、健康のためにスポーツをしようと思う人は少ないとの指摘がある⁴⁹。

⁴⁸ 健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）」のこと。国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めている。

⁴⁹ 自分の健康状態について「健康」「どちらかといえば健康」と回答する人の割合：約80%（令和3年度「スポーツ

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、蓄積された科学的知見の普及・活用を通じてスポーツを通じた健康増進を図る。
- ✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。(再掲)

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体等に対し、各地域の実態（住民の特性・施設の整備状況等）に応じた効果的なスポーツ実施促進施策について調査・検討を行えるよう支援する。
- イ 国は、関係省庁や研究機関と連携して、心身の健康に資するスポーツや、スポーツ実施率の向上政策、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究を支援し、これらの科学的根拠をまとめる体制を構築するとともに、地方公共団体やスポーツ関係団体に対し、まとめた科学的根拠を分かりやすい情報にし、普及啓発する。
- ウ 国は、地方公共団体やスポーツ関係団体、民間事業者、経済団体等に対し、科学的根拠に基づき、スポーツによる健康づくり、コンディショニングの方法、栄養・休養の取り方や厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準・身体活動指針」等の健康に資するスポーツに関する情報を分かりやすく発信する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出」エ(P.29)

② 医療・介護、民間事業者・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進

[現状]

- ・ 国民医療費が年間40兆円を越える規模となり、高齢化等によりその更なる拡大が予想される中、スポーツによる医療費抑制に係る研究成果は数多く報告されており、スポーツによる健康増進に対する期待が高まっている。
- ・ スポーツによる健康増進の効果についての各種事業における好事例等の成果物の利活用や効果的な情報発信、好事例の横展開が不足している。
- ・ 健康のためのスポーツ促進に当たって、医療・介護とスポーツの連携や教育・福祉関係部局・地方行政との連携に課題がある。
- ・ 年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向がある。また、テレワークの浸透や外出制限等により運動不足やそれを一因とする耐糖能異

実施状況等に関する世論調査」、
健康診断（職域）における有所見率：約55%（平成30年 労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果より）

常、脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、メンタルヘルス不調の課題が増加している（再掲）

[今後の施策目標]

- ✓ 地域において科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化を促進することで、住民の健康増進を図る。
- ✓ 教育・福祉関係部局・地方行政との連携や医療・介護とスポーツの連携を促進し、医療・介護の場からスポーツの場へ誘導する仕組みを構築する。
- ✓ 従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む民間事業者の増加により、働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図る。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体、学校、地域のスポーツクラブ、医療関係団体、民間事業者等に対し、これまで運動が禁忌とされていた患者でもスポーツの実施により予後が良好になると認められる場合が増えてきたことも踏まえ、スポーツによる幅広い健康増進効果やスポーツ実施促進の効果的な取組方法等についての情報を共有し、普及啓発活動を行えるよう、支援する。

イ 国は、科学的根拠に基づき、健康づくりに資するスポーツに関する情報の周知や、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムの提供を支援する。

ウ 国は、地方公共団体や民間事業者が行った健康増進に資する取組をまとめ、好事例の横展開を図るとともに、地方公共団体や民間事業者が施策の助言を受けられる機会を提供する。

エ 国は、医師会の協力を得て、医師が作成する運動処方の情報に基づき、地域の運動・スポーツ教室、スポーツクラブ等において適切なプログラムが提供され、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる環境の整備を支援する。また、医師が安心して高齢者に運動・スポーツを推奨できるよう、運動・スポーツ施設の特徴等の見える化⁵⁰を促進する。

オ 国は、地方公共団体が行う介護とスポーツの連携を促進する事例の創出を支援するとともに、運動処方の情報から安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践するためのプログラム作成ができる指導者等の専門家の養成を支援する。

カ 民間事業者は、職域健診の結果に基づく事後措置や特定保健指導等において、医師、保健師等から従業員やその家族に対し、スポーツの実施を通じた健康保持増進について必要な指導を行う。国は、民間事業者や保険者等と連携し、従業員に自らの体力の

⁵⁰ 例えば、各運動・スポーツ施設にはどのような指導者が在籍していて、またどのようなプログラムや設備が整っているのかを情報として見える化することが考えられる。

現状を把握させ、スポーツ実施を通じた健康保持増進の必要性に関する気づきを与えられるよう、健康診断等の際に体力テストを併せて行う等の取組を検討する。

キ 国は、地方公共団体に対して、スポーツを通じて地域住民の健康増進を推進するため、「スポーツ健康都市宣言」やそれに類する宣言を行うよう働きかける。

※本項にも位置付けられる既述施策：(1)「① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出」イ(P.29)、「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」キ(P.34)

(6) スポーツの成長産業化

【政策目標】

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2025 年までに 15 兆円に拡大することを目指す。

[現状]

- ・ 日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）やジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）などの地域密着型のプロスポーツリーグ等において、地域とともに成長しようとする活動が拡大しつつある。
- ・ 第2期計画でスポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円とする目標を掲げており、統計数値がそろそろ直近のデータである2018年までは約9兆円と順調に推移。しかし、その後は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けている可能性がある。

[今後の施策目標]

- ✓ **新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたスポーツ産業を再び活性化させるとともに、成長産業化への道筋を明確なものとする。**

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体を中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備について、民間活力も活用し、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤として着実に推進する。具体的には、目標とする2025年までの20拠点選定に向けて地方公共団体及び民間事業者に対する専門的知見・国内外の先進事例情報等の提供や地域における関係者間での協議を促進するとともに、選定拠点を核にした情報集約の場を設け、拠点それぞれが蓄積した経験・ノウハウを集約し、その展開を図る。

イ 国は、プロスポーツを含めた各種スポーツ団体と他産業とのオープンイノベーション

ンを通じた新たなビジネスモデル開発を支援すべく、対象競技の拡大や地域のスポーツチームや企業等の参画を促進しつつ、セミナー等での機運醸成、先進事例の創出や優良事例の収集・表彰等を引き続き実施する。

ウ 国は、スポーツの自立的発展に向けて、スポーツ団体の収益力を向上させるため、スポーツ経営人材の育成やスポーツ団体の経営力強化等を支援する。

エ 国は、スポーツ団体・自治体・民間事業者等が連携・共創のもと行う最新テクノロジーを活用した取組、データを利用した取組、地域貢献等の社会的価値創出に資する取組等の動向調査を行い、スポーツが他産業や社会一般にもたらす多様な価値の発信を通じて、スポーツ界への投資を促進する。

オ 国は、スポーツ市場規模の算定手法を改善することにより、スポーツ市場の分析的に実施するとともに、関係省庁・スポーツ団体・民間事業者等との継続的な議論の場を設け、先進事例となる新たな取組の共有やニーズ・課題の抽出等を行い、民間事業者と国及び地方公共団体との連携を促進する。

カ 国は、スポーツ団体が、アジア等の国際市場に対して、スポーツコンテンツの輸出やデジタル技術活用による新たなスポーツ観戦等の提供、インバウンド等の取り込みといった我が国のスポーツ市場拡大につながる魅力的な活動を行うことを支援する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(2)「② デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出」ア～オ(P. 37～38)

(7) スポーツによる地方創生、まちづくり

【政策目標】

全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取組を創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する。

① スポーツによる地方創生、まちづくり

[現状]

- ・ これまで国のスポーツによる地域振興政策の中心であった「スポーツツーリズム」については、その普及・実践を推進した結果、各地でほう芽が見えつつあるが、この数年は、新型コロナウイルスの影響によるインバウンドの消失や国内人流の抑制のため、苦戦してきた。今後は、ウィズコロナ、ポストコロナの両面から、将来も見据えた更なるコンテンツ開発の促進等が課題である。
- ・ 「地域スポーツコミッション⁵¹」は、数の上では一定水準に達しつつあるが、そのほ

⁵¹ 地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織

とんどが東京大会等を前にしたこの数年間に創設されたものであり、依然零細な組織が多数の状況にある。今後は、地域から期待される役割を果たし、かつ、将来にわたって安定した組織へと発展させていくために、経営の安定や特に運営を担う基盤人材の育成・確保（「質的な向上」）が課題である。

- ・ さらに、国は、第2期計画の期中から、東京大会等の「スポーツ・レガシー」として各地に残すため、従来の「スポーツツーリズム」だけでなく、広くスポーツによる地方創生、まちづくり、すなわち、各地の「スポーツ・健康まちづくり」の創出の促進に取り組み始めた。今後は、東京大会が終了したことも踏まえ、全国各地での創出を本格的に加速化させ、スポーツが地域・社会に貢献し、ひいては、スポーツの競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現させていくことが課題である。

[今後の施策目標]

- ✓ 全国各地域が「スポーツによる地方創生、まちづくり」に取り組み、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させるよう、促進する。

その結果として、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を2026年度末に15.6%（令和3年度）から40%とする。

[具体的施策]

（スポーツによる「地方創生」の加速化）

ア 国は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」⁵²に従い、東京大会等の「スポーツ・レガシー」としてのスポーツによる地方創生、まちづくり⁵³の各地の更なる取組を促進するための推進体制を強化するとともに、全国で活用されている地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊など国の施策の活用事例の周知を図りながら、スポーツ庁の主導の下、関係府省庁と連携・協力して、地域により特色ある「スポーツ・健康まちづくり」の創出を全国で加速化させる。

イ 国は、日々の具体業務の中で全国各地におけるスポーツによる地方創生、まちづくりを促進していくに当たって、以下のように「発想を転換」して進めていく。

- ・ スポーツによる地方創生とは「まちづくり」であり、例えば、地方公共団体の推進体制についても、スポーツ部局はもちろん、首長・企画部局の関与とリーダーシップの下、まちづくり部局、医療・介護・福祉部局、経済振興部局など、幅広い部局が連携して取組を進める必要があり、また、地域住民や企業などの多様な主体とも連携・協力して、「地域をあげて取り組む」ことが不可欠であること。
- ・ スポーツの地方創生、まちづくりへの活用は、例えば、地域住民の健康づくり、社

⁵² 令和元年12月20日閣議決定

⁵³ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「スポーツ・健康まちづくり」と呼称

会連帯づくりなどにもつながるものであり、「人への投資」でもあること。

- ・ スポーツによる「地方創生」においては、従来のスポーツツーリズムなどのアウト
ー施策⁵⁴に加え、インナー施策⁵⁵も含めて、総合的に進めることが重要であること。
- ・ スポーツによる「地方創生」を促す触媒には、地元プロスポーツ、地域スポーツ、
障害者スポーツ、地元アスリート、スポーツ国際交流、スポーツ産業、部活動、地元
大学スポーツ、地元スポーツボランティア、地元スポーツ施設など様々な地域のスポ
ーツ資源の全てがなりうること。また、地域振興における「スポーツ」とは、「競技
スポーツ」だけでなく、散歩やゴミ拾い活動、地域の祭りなど広く身体活動と捉えて
いくことが可能であること。
- ・ スポーツによる「地方創生」に当たっては、従来のスポーツから地域振興へのアプ
ローチを一步進めて、むしろ、地域振興からスポーツへアプローチする逆転の発想に
立ち、スポーツを地方創生に積極的に活用していくことが重要であること。
- ・ スポーツによる「まちづくり」の形として、スポーツを軸としたライフスタイル⁵⁶
への革新も促進すべきこと。

(スポーツツーリズムの更なる推進 (コンテンツ開発の促進))

ウ 国は、スポーツによる地方創生においても重要な要素の一つであるスポーツツーリ
ズムについて、各地域や関連事業者と連携し、ウィズコロナの中でも三密を避けて楽し
むことができる、各地域の自然資源を活用した「アウトドアスポーツツーリズム」や、
ポストコロナを見据えてインバウンドニーズの高い日本発祥の武道を活用した「武道
ツーリズム」について、コンテンツ開発を積極的に推進する。

また、アーバンスポーツ、ワーケーション等の地域資源をいかした新たなコンテンツ
の開発や、DXの活用等新たな分野の開拓・チャレンジを積極的に推進する。

エ スポーツ庁、文化庁、観光庁は、引き続き、スポーツと文化芸術を融合させて観光地
域の魅力を向上させるツーリズムを表彰・奨励し、優良な取組をモデルケースとして広
めていくことで、外国人旅行者の関心も高いスポーツ体験機会の創出に向けた全国の
取組を促進する。

(スポーツツーリズムの更なる推進 (担い手の「質の向上」へのサポート))

オ 国は、地域スポーツコミッションの更なる「質の向上」のため、従前の地域外からの
誘客を図る活動に加え、地域向け住民サービスの充実など地域から求められる役割を
果たすとともに、その経営の安定性を高める活動を推進する。

また、地域スポーツコミッションにおける「地域おこし協力隊」などの活用のほか、
その経営において基盤となる人材の育成・確保の取組を推進する。

⁵⁴ スポーツを活用した海外・国内他地域といった地域外からの交流人口の拡大の推進施策

⁵⁵ スポーツを活用した地域内住民向けの健康の維持増進・共生社会の実現などの推進施策

⁵⁶ 例えば、従来からの都心近郊の海辺に移住し朝はマリンスポーツをしつつ日中は都心で仕事するといった2拠点生
活などに加えて、新型コロナウイルスの影響下で新たに注目を浴びた、地方でスポーツに取り組みつつオンラインで
仕事をするといった新たなライフスタイル。

カ 国は、東京大会等を契機としたスポーツへの関心の高まりを、大会後も、「スポーツ・レガシー」として、各地域がスポーツによる地方創生の取組に転化させ、継続していくため、ホストタウンの組織体制も活用して地域スポーツコミッションへと発展させる活動を推進する。

(大学スポーツによる地域振興)

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「④ 大学スポーツ振興」エ(P.36)

② 周辺地域の整備と調和のとれた国立スポーツ施設の民間事業化の推進

[現状]

- ・ 国立競技場の運営管理については、「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」において、東京大会後は、「民間事業への移行を図ること」とされており、新型コロナウイルスの影響も含めて民間事業者等の感触や反応等を丁寧に確認しながら民間事業への移行を着実かつ円滑に進めることが必要。
- ・ 新秩父宮ラグビー場（仮称）については、現在のラグビー場の歴史的経緯や東京都が策定した「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針⁵⁷⁾」等を踏まえ、神宮外苑地区のにぎわい創出に寄与する施設となるよう整備・運営していくことが必要。

[今後の施策目標]

- ✓ 国立競技場等の国立スポーツ施設を、スポーツ大会への活用に加え、地域におけるスポーツの拠点・まちづくりの中核的な存在の一つとなり、東京大会のレガシーとして、長く、国民の皆様が親しまれる場となるよう、積極的な利活用の在り方等について検討を進める。

[具体的施策]

- ア 国は、J S C が民間事業への移行に向けた業務を着実かつ円滑に進めることができるよう、国立競技場の運営管理に関する民間事業化の事業スキームを構築するなど必要な取組を行う。
- イ J S C は、国立競技場の運営管理について、関係閣僚会議の方針を踏まえて、スタジアムを核として、周辺地域の整備と調和のとれた民間事業への移行を図るとともに、新秩父宮ラグビー場（仮称）の整備・運営について、「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」等を踏まえて、国、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、民間のノウハウと創意工夫を最大限活用できるよう施設整備及び運営に民間活力を活用した事業方式（P F I 事業／B T＋コンセッション方式⁵⁸⁾）により実施する。

⁵⁷⁾ 東京 2020 大会後を見据えた、まちづくりの目標や誘導方針、公園まちづくり制度の活用要件等、民間が事業主体となって進める神宮外苑地区のまちづくりを適切に誘導するために平成 30 年 11 月に策定されたもの。

⁵⁸⁾ PFI 法に基づき、事業者が施設の設計・建設を行った後、所有権を移転（BT (Build Transfer) 方式）する方式

(8) スポーツを通じた共生社会の実現

【政策目標】

誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現する。

① 障害者スポーツの推進

[現状]

- ・ 成人の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%（令和3年度）と、平成29年度の20.8%から10.2ポイント増加したが、成人一般の56.8%（同）と比べると依然として大きな隔りがある。また、若年層（7～19歳）の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は、41.8%（同）となっている。
- ・ 小中高等学校に在籍している障害児の体育の授業が見学にとどまることもあるなど、学校における障害児のスポーツ環境は十分でない。
- ・ 車いす競技は他の利用よりも著しく体育館の床を傷つけるという理由や障害があるという理由などにより、障害者スポーツについて施設の利用が断られる事例がある。
- ・ 障害者で過去1年に1回もスポーツを実施していない者の割合は、成人で41.3%（令和3年度）、若年層で26.9%（同）となっている。（再掲）
- ・ 障害者スポーツ指導者を含む障害者スポーツに係るスタッフ（審判、クラシファイア⁵⁹、ボランティアを含む。）の確保が難しい状況がみられる。
- ・ 地方公共団体において、一般のスポーツの推進と障害者スポーツを異なる部局が担当している場合に、両者の連携が十分でないことがあるなど、障害者スポーツの推進体制は十分ではない。また、地方公共団体における障害者スポーツ協会も、都道府県及び政令市の一部にとどまっており、市区町村における推進体制も十分でない。さらに、障害者スポーツ団体は、事務局体制や運営資金等、活動の基盤が極めて弱い。
- ・ 東京大会のパラのテレビ放送時間が過去最長となり、また、多くの競技についてオンラインで動画が配信されたことなどにより、多様なアスリートによる多様な競技での活躍が国民の目に触れた。今後、パラにおいて実施された競技以外のスポーツも含めたスポーツ実施につなげる必要がある。その際、東京大会に向けて培ってきた指導のノウハウのうち、普及に役立てられるものを取りまとめることが必要である。

[今後の施策目標]

と、所有者が事業者に対して、運営・維持管理の運営権を設定する公共施設等運営権方式（コンセッション）を組み合わせた事業方式をいう。

⁵⁹ 国際競技大会等で、選手の障害度合いに応じてクラス分けを実施する人。

- ✓ 障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、スポーツを実施していない非実施層に対する関心を高めることや障害者スポーツの体験などによる一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す。

このため、学校体育等以外について、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を70%程度（若年層は80%程度）、障害者スポーツを体験したことのある者の割合を20%程度⁶⁰とすることを目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、JPSAが行っている障がい者スポーツ指導員養成研修等に対する支援等により、障害者スポーツに係る指導者やその他障害者スポーツ関連スタッフの数を増加させる。また、様々な場における障害者に対するフォロー等が行えるよう、障害者を含む一般競技団体の指導者、スポーツ推進委員⁶¹、現役の教員等に対する障害者スポーツ指導員資格の取得を促す。
- イ 国は、障害者スポーツに係る情報発信の充実、ボランティア参加の促進等を通じ、一般社会における障害者スポーツの理解促進を図るとともに、障害者スポーツを体験する機会の創出を図る。
- ウ 国は、障害のある人とない人が一緒にスポーツを行えるよう、パラ教育の事例の収集や情報提供を行うとともに、地域スポーツ環境の基盤強化や一般のスポーツ施策と障害者スポーツ施策の連携を推進する。
- エ 国は、一般のスポーツ推進と障害者スポーツの推進をあいまって行う観点から、地方公共団体、障害者スポーツ協会及び障害者スポーツ競技団体において、一般のスポーツ推進体制との連携等による障害者スポーツの推進体制の整備等を図る。
- オ 国は、障害者スポーツ競技団体等がこれまで培ってきた指導のノウハウの普及に向けて取りまとめることを促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「b 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上」ア、イ (P. 32)、「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」イ～オ (P. 34)

② スポーツを通じた女性の活躍促進

⁶⁰ 一般の成人のうち、障害者スポーツを体験したことのある者の割合は5.7%（令和3年度）

⁶¹ 市町村におけるスポーツ推進のための実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言、事業の企画立案や連絡調整、地域住民や行政、スポーツ団体等の間を円滑に取り持つ等のコーディネーターとして、市町村教育委員会等が委嘱し、地域スポーツ推進の中核的な役割を担う者。

[現状]

- ・ 女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、若年女性については、スポーツの好き嫌い等の理由によりスポーツ実施時間が短い傾向にある。(再掲)
- ・ NFに登録されているスポーツ指導者における女性の割合は、令和2年度時点で約22%にとどまっており、男性と比較して低い現状にある。
- ・ スポーツ団体における女性理事の割合は、ガバナンスコード(NF向け)において目標値が40%のところ、令和3年度時点で約23.4%にとどまっている。

[今後の施策目標]

- ✓ 女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させる。
- ✓ ガバナンスコード(NF向け)及び「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ、スポーツ団体における女性理事の割合を、目標値である40%に近づけるよう促す。
- ✓ 主にASEAN諸国を対象として、スポーツ実施率向上を含めた女性のスポーツに対する持続的協力を推進するとともに、その成果の国内還元により、人材育成を含めた国内の女性スポーツの発展につなげる。

[具体的施策]

ア 国は、スポーツ団体に対し、女性役員採用に積極的なスポーツ団体と女性役員候補者のマッチングモデルの形成やスポーツ団体内部における女性役員候補者の育成支援等により、女性役員の登用・育成を支援する。

イ 国は、女性スポーツに関し、ASEAN諸国等における持続的な協力体制を構築する中で、国際的な視野をもった国内人材の質を高め、国内における女性スポーツの更なる発展を図る。

ウ 国は、スポーツを実施する者に対するインターネット上の誹謗中傷^{ひぼう}や、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害を防止するため、統括団体を始めとする関係団体等と連携してこれらの問題に関する意識啓発及び被害防止のための関係団体の取組事例の共有等に取り組むとともに、スポーツを実施する者に限らないこれらの問題に関する法制上の課題や対応等について検討を進める。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」ア(P.34)、(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」キ(P.39)

(9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

【政策目標】

スポーツの機会提供等の主要な担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化を図ることで、国民がスポーツに関わる機会の安定的な確保に資する。

[現状]

- ・ J S Cや統括団体により、スポーツ団体に対するガバナンス・コンプライアンス研修等が実施されてきたが、団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行するために、引き続き研修等を実施する必要がある。
- ・ 団体の経営力強化について、戦略的な経営を行うための人的資源と知見を補充する組織体制の拡充や、経営力強化に係るノウハウが競技を超えて共有蓄積されていくような仕組みを構築する必要がある。

[今後の施策目標]

- ✓ ガバナンス・コンプライアンス研修等を通じてスポーツ団体の組織運営の透明化を図りつつ、収益拡大に向けた団体間での情報共有の場の仕組みをつくり、外部人材の雇用創出等を支援していくことで、戦略的な経営を行うための組織体制の拡充を図る。

[具体的施策]

- ア 国は、J S Cや統括団体と連携し、スポーツ団体に対し、その規模にかかわらず、それぞれの団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等を実施する。
 - イ 国は、スポーツ団体が横断的に情報交換をできるような連絡会議の開催を通じて情報連携を促進するとともに、スポーツ団体に所属して戦略的な経営等を行う人材の育成や雇用創出を支援する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策：(3)「① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立」オ・カ(P. 39)

(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

【政策目標】

国民がスポーツに親しむうえで不可欠となる「ハード（場づくり）」「ソフト（環境の構築）」「人材」といった基盤を確保・強化するため、場づくりや環境の構築、スポーツに関わる人材の育成等を進める。

- ① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現

[現状]

- ・ 全国の公立スポーツ施設について、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」⁶²や先進事例の情報提供等を通じて、政府全体の計画の下で地方公共団体が行う個別施設ごとの老朽化対策や再整備等に関する個別施設計画の策定を促進し、一定程度策定を完了させた⁶³。
- ・ 学校体育施設の有効活用について、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」の策定やモデル事業の実施等を通じて地方公共団体の取組を推進した。
- ・ オープンスペースなどを活用したスポーツの場の創出やスポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン、P P P⁶⁴等による民間活用等について、各種の講習会の開催等による情報提供を通じて各分野での地方公共団体の取組を推進した。
- ・ 一方で、社会経済の変化に伴う住民ニーズ（量・質）の変化に応じた計画的なストックマネジメント⁶⁵の下で、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的、質的な充実がなお一層求められている。

[今後の施策目標]

- ✓ **ストック適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、能力等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。**

その結果として、対策の優先順位の考え方を記載した質の高い個別施設計画の策定率を令和8年度末に11%（令和元年度末）から50%とする。

[具体的施策]

（スポーツ施設の全体最適化）

- ア 国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握・公表するとともに、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況を把握・公表し、公表データ等に基づく地方公共団体によるスポーツ施設全体に関する計画の更なる内容充実、計画に基づく施設の集約・複合化や既存施設の有効活用等の着実な実行を推進する。

（「量」的充実）

- イ 国は、民間スポーツ施設や大学スポーツ施設も含め、地域に存在する多様なスポーツ施設の有効活用を推進する。
- ウ 国は、スポーツはいわゆる「スポーツ施設」以外でも広くできるという発想の転換を

⁶² 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）等を踏まえ、公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定のための指針等として策定したもの。

⁶³ 公立スポーツ施設に関する個別施設計画の策定率は令和3年4月時点で76%。

⁶⁴ P P P（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

⁶⁵ 施設の集約・複合化を含めた戦略的な維持管理・更新や既存施設の有効活用等を総合的に進めるもの。

地方公共団体等に促すとともに、スポーツが気軽にできる場としての公園、広場、緑道等のオープンスペース、庁舎施設や商業施設等の空きスペース等の多様な空間の積極的な有効活用、自然と歩きたくなるまちづくり、障害者も自然と出歩きたくなるまちづくりの推進等、施設以外にもスポーツができる場を住民ニーズに応じて知恵と工夫により創出する取組を先進事例の情報提供等により推進する。

エ 国は、J S P O・J P S A等と連携して、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会など各種競技大会等を開催するための施設について先進事例の情報提供等を行い、これを参考にN F・P F等が地方公共団体の負担等に十分配慮した基準等の設定や弾力的な運用を行うことにより、地方公共団体による仮設施設や広域ブロック内の既存施設の活用を含めた効率的・効果的な整備や、大会後にそのレガシーとして広く地域住民がスポーツに親しむ場としての積極的な活用を促進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上」「a. 運動部活動改革の推進と地域における子供・若者のスポーツ機会の充実」キ(P. 31)

(「質」的充実)

オ 国は、指定管理者制度の柔軟な運用や成果連動型民間委託契約方式(P F S/S I B)⁶⁶の導入等の多様なP P P等により民間の資金・ノウハウを活用したスポーツ施設の収益性や魅力を向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。

カ 国は、デジタル技術を活用した施設情報のオープン化等による施設の収益性、利用や観戦のしやすさを向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。

キ 国は、地球環境に配慮した持続可能なスポーツ施設の整備・運営に関する取組について、先進事例の情報提供等により推進する。

ク 国は、(公財)日本スポーツ施設協会や地方公共団体等の関係者と十分に連携して、スポーツ施設の事故や老朽化に関する情報提供や、施設の維持管理・運営に関する人材育成、保険制度の普及を図るとともに、施設の構造体・非構造部材の耐震化など自然災害へのハード・ソフト両面での対応を行い、施設の安全確保を推進する。

※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」エ・オ(P. 34)

② 地域のスポーツ環境の構築

[現状]

- ・ 地域のスポーツ環境の担い手となる行政、体育協会、競技団体、学校、スポーツクラ

⁶⁶ 成果連動型民間委託契約方式(P F S (Pay For Success))とは、国又は地方公共団体等が、民間事業者等に委託等する事業であり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額等を当該成果指標の改善状況に連動させるもの。S I B (Social Impact Bond)とは、P F Sによる事業のうち、民間事業者が資金提供者から資金を調達し、地方公共団体等から受けた支払に応じて返済等を行うもの。